

○全国中学校体育大会及び東海中学校総合体育大会派遣 費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市中小学校体育連盟（以下「中小体連」という。）に加盟している中学校生徒等を、全国中学校体育大会及び東海中学校総合体育大会へ派遣するために必要な経費の一部を補助するとともに、中学校の体育及びスポーツの推進に寄与することを目的として予算の範囲内において交付する全国中学校体育大会及び東海中学校総合体育大会派遣費補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 全国中学校体育大会及び東海中学校総合体育大会（以下「大会」という。）に正規登録された選手。ただし、団体戦の競技の場合は、正規登録された選手及び正規登録された選手以外の選手1人を対象とする。
- (2) 部長、監督等の選手引率者。ただし、3人を限度とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 交通費 公共交通機関の利用による目的地までの交通費。ただし、愛知県中小学校体育連盟からの補助額を差し引くものとする。
- (2) 宿泊費 1泊につき12,100円以内とする。
- (3) 参加費 大会へ出場するために必要な参加費。ただし、愛知県中小学校体育連盟からの補助額を差し引くものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、中小体連は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書により中小体連に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に条件を付したときは、その内容を中小体連に通知しなければな

らない。

（事業内容の変更）

第7条 中小体連は、第4条の書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（補助金の交付請求）

第8条 中小体連は、第6条第1項の通知を受けたときは、補助金の交付の対象となった大会（以下「補助事業」という。）が開催される前までに、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、大府市予算決算会計規則（平成6年大府市規則第21号）第68条に規定する概算払により、中小体連に補助金を交付するものとする。

3 中小体連は、前項の補助金を、中学校長を経由して補助対象者に支給するものとする。

4 中学校長は、補助対象者に補助金を支給したときは、受領書を一括して整理し、及び保管するものとする。

5 中小体連は、補助事業が完了したときは、速やかに精算し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 規則第10条に規定する補助事業等実績報告書

(2) 補助事業収支決算書

（交付の決定の取消し又は補助金の返還）

第9条 市長は、中小体連が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱又は交付の決定に付した条件に違反したとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。